情報発信支援業務仕様書

1　業務名

情報発信支援業務

2　業務の目的

福山市では、質の高い情報発信によるコミュニケーション力により、市民や市外居住者などとの接点を充実・拡大し、市政情報や本市の魅力を適切に届けることで、市民の満足度向上や、市外における本市の認知拡大に繋げることをめざしている。

こうしたことを実現するため、2017 年度（平成 29 年度）に策定した「福山市情報発信戦略基本方針」（以下「基本方針」という。）を職員に定着させることにより、職員のスキルや意識を高め、市内及び市外に向けて全庁を挙げ戦略的な情報発信ができることを目的とする。

3　業務履行期間

契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日まで

4　業務内容

基本方針を踏まえた人材育成や本市の情報発信を戦略的に展開するため、次の業務を行う。

（１）相談支援等

多岐にわたる事業について、事業目的やターゲットの明確化、広報計画の策定など、基本方針に基づく戦略的な情報発信が実施できるよう、年 74 日以上「５　業務場所」において相談支援業務を行うとともに、適時に庁内で開催する会議等にも出席する。

（２）研修の企画

基本方針に基づく戦略的広報に不可欠なコミュニケーション力の向上における情報発信の重要性や、デザイン力、表現力の向上に向けた情報発信スキルを習得する研修会を 2 回以上企画、開催する。

（３）情報発信の実施に関する支援

(ア)情報発信の実施に当たり、デザイン（Web デザインを含む。）、ライティング、自主媒体の強化等、実務面の支援を実施する。

(イ)Web 媒体（インターネット、SNS など）における広告を年 33 回以上実施する。

(ウ)広報アニメーションを年 12 回制作する。

（４）情報発信のマーケティング支援

KPI として活用するための認知度調査を実施する。

5　業務場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

（１）福山市市長公室情報発信課（福山市東桜町３番５号）
（２）受注者の所在地
（３）福山市が指定した場所（オンラインを含む。）

6　執行体制
（１）受注者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。
（２）４に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。

7　提出書類等及び納入物件等
（１）提出書類等（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）
(ア)実施体制図・委託業務実施計画書
(イ)議事録
(ウ)月間作業報告書
(エ)要員変更申請書
(オ)業務完了報告書
（２）納入物件等（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）
(ア)各種支援において制作した制作物
・納入期限：随時
・提出形態：紙媒体又はデータ
(イ)認知度調査等レポート
・納入期限：2026 年（令和 8 年）3 月 31 日
・提出形態：紙媒体又はデータ
(ウ)取組成果報告書
・提出期限：2026 年（令和 8 年）3 月 31 日
・提出形態：紙媒体又はデータ

8　著作物の利用及び著作権
本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利で、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。本著作物の著作権は福山市に帰属することとする。

9　再委託
本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

10　機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、減失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11　業務実施上の条件

（1）委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。

（2）本業務について、5業務場所の（1）における机、椅子などは本市で用意するが、パソコン等の必要機器は受注者で用意すること。

（3）業務は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間で行うこととする。ただし、受注者及び本市の協議により、これ以外とすることができる。

（4）受注者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はないが、電子メール等で速やかに連絡ができるようにすること。

（5）受注者は、本業務の実施にあたって、不明な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。

（6）受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本市が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。